

関税法基本通達

第1章 総則

(関係法令の略称)

0—1 この通達における関係法令の略称は、それぞれ次による。

- (1) 関税法（昭和29年法律第61号）…………… 法
- (2) 関税法施行令（昭和29年政令第150号）…………… 令
- (3) 関税法施行規則（昭和41年大蔵省令第55号）…………… 規則
- (4) 関税定率法（明治43年法律第54号）…………… 定率法
- (5) 関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）…………… 暫定法
- (6) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第112号）…………… 地位協定特例法
- (7) 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和29年法律第149号）…………… 国連軍協定特例法
- (8) 自家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和39年法律第101号）…………… 自家用自動車特例法
- (9) 国税収納金整理資金に関する法律（昭和29年法律第36号）…………… 整理資金法
- (10) 国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和29年大蔵省令第39号）…………… 整理資金規則
- (11) 税関関係手数料令（昭和29年政令第164号）…………… 手数料令

(輸入の具体的な時期)

2—1 法第2条第1項第1号に規定する「輸入」の具体的な時期は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる時とする。

なお、法第2条第3項の規定により輸入とみなされる使用又は消費があらかじめ輸入の許可を受けることなく行われた場合にあっては、同項の規定によりその使用又は消費の時が具体的な輸入の時期となるので、留意する。

- (1) 輸入の許可を受けた貨物の場合 …… その許可の時
- (2) 船舶又は航空機の場合 …… 次に掲げる時又は輸入の許可の時のいずれか早い時
 - イ 本邦外において本邦の国籍又は仮国籍を取得した船舶又は航空機の場合 …… 初めて本邦に回航されて使用に供される時
 - ロ 本邦内にある外国籍の船舶又は航空機の場合 …… 本邦の国籍又は仮国籍を取得して使用に供される時
- (3) 法第61条第5項（第62条の15において準用する場合を含む。）又は第

62 条の 6 第 1 項の規定により関税を徴収された貨物の場合　その関税を徴収された時

(4) 法第 76 条第 1 項の規定に基づく簡易手続が適用される郵便物（令第 64 条に規定する郵便物を除く。）の場合　名宛人に交付された時

(5) 収容又は留置された貨物で公売又は売却されたもの及び郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）、の規定により売却されたものの場合　買受人が買い受けた時

(6) 無許可輸入に係る貨物の場合　陸揚げ又は取卸しの時。ただし、次に掲げる貨物の場合にあっては、それぞれその引取りの時

イ 保税地域（指定保税地域、保税蔵置場（法第 42 条第 1 項に規定する許可を受けた場所又は法第 50 条第 1 項に規定する届出を行った場所をいう。以下同じ。）、保税工場（法第 56 条第 1 項に規定する許可を受けた場所又は法第 61 条の 5 第 1 項に規定する届出を行った場所をいう。以下同じ。）、保税展示場及び総合保税地域をいう。以下同じ。）、法第 30 条第 1 項第 2 号の規定により税関長が指定した場所（以下「他所蔵置場所」という。）又は税関長の指定した検査場所から輸入の許可又は保税運送の承認を受けることなく引き取られた貨物

ロ 保税運送中の貨物でその運送の目的以外の目的で国内に引き取られたもの

（船舶の意義）

2—2 法第 2 条第 1 項第 1 号の規定その他法の規定において「船舶」とは、人が乗って航行の用に供する機器をいう。したがって、浮ドック、しゅんせつ船等は関税法上の船舶ではないが、これらが単独で航行して入（出）港する場合は船舶として取り扱うこととなるので、留意する。

なお、法第 3 章《船舶及び航空機》の規定については、自走式でないものは船舶として取り扱わないものとするが、これらがひき船で曳航されて航行する場合は、当該ひき船の一部を構成する船舶として取り扱うこととする。

（外国の船舶の意義）

2—3 法第 2 条第 1 項第 1 号及び第 3 号《外国貨物の定義》にいう「外国の船舶」とは、原則として外国の国籍を有する船舶をいうが、外国の国籍を有しない船舶であつても、外国人又は外国の法人によつて裸用船されている場合等実質的に外国の国籍を有する船舶と同様に使用されていると認められるものは、これに含む。

（外国の船舶により公海で採捕された水産物の範囲）

2—4 法第 2 条第 1 項第 1 号《輸入の定義》及び第 3 号《外国貨物の定義》にいう「外国の船舶により公海で採捕された水産物」には、その水産物を原料として加工又は製造した製品を含むものとする。

(輸出の具体的な時期)

2—5 法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する「輸出」の具体的な時期は、外国に仕向けられた船舶等に外国に向けて貨物を積み込んだ時とする。ただし、次に掲げる場合においては、それぞれ、次に掲げる時とする。

- (1) 船舶又は航空機自体の輸出の場合 外国の国籍又は仮国籍を取得した後（外国における引渡しのため回航されるものにあつては、その回航のため）初めて本邦を出発する時
- (2) 公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕した水産物を直接輸出（後記 2—7 のなお書に該当する場合は、輸出とはみないので留意する。）する場合 外国に向けて運送を開始した時又は外国に向けて航行する船舶に積み替えた時
- (3) 郵便物の輸出の場合 輸出の許可（法第 76 条第 1 項に基づく簡易手続が適用されるものにあつては、同条第 5 項に基づく通知）を受けた後、日本郵便株式会社通関郵便局（以下「通関郵便局」という。）から搬出し、運送者（当該郵便物に係る引渡明細表（通常郵便物に関する施行規則（平成 17 年総務省告示第 1373 号）第 186 条 3 又は小包郵便に関する施行規則（平成 17 年総務省告示第 1371 号）第 169 条 3 に規定する引渡明細表をいう。）に引渡しの証明を行う船会社又は航空会社をいう。）に引き渡した時
- (4) 本船扱いの承認を受けて輸出しようとする貨物又は特定輸出申告、特定委託輸出申告若しくは特定製造貨物輸出申告（法第 67 条の 3 第 6 項に規定する特定輸出申告若しくは特定委託輸出申告又は同条第 4 項に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。以下同じ。）を行おうとする貨物を外国貿易船に積み込んだ後、輸出の許可を受けた場合 その輸出の許可を受けた時
- (5) 本船扱いの承認を受けて輸出しようとする貨物又は特定輸出申告、特定委託輸出申告若しくは特定製造貨物輸出申告を行おうとする貨物を外国貿易船に積み込んだ後、輸出の許可前にその船舶が外国に向けて航行を開始した場合 その航行を開始した時

(本邦の船舶の意義)

2—6 法第 2 条第 1 項第 4 号《内国貨物の定義》にいう「本邦の船舶」とは、原則として本邦の国籍を有する船舶をいうが、本邦の国籍を有しない船舶であつても、本邦人又は本邦の法人によつて裸用船されている場合等、実質的に本邦の国籍を有する船舶と同様に使用されていると認められるものは、これに含む。

ただし、外国の排他的経済水域における安全操業等を確保するためやむを得ず外国人又は外国の法人に用船された本邦籍船舶については、次の要件のすべてを満たすものである場合に限り、これに含むものとし、当該要件を満たす船舶であることの確認は、原則として、水産庁長官の発給する証明又は

その写しにより行うものとする。

- (1) 当該船舶による操業（船舶の管理、運航を含む。）の実質的な責任者が本邦人（又は法人）であること
- (2) 当該操業に関する経済的リスクの実質的負担者が本邦人（又は法人）であること
- (3) 上記(1)及び(2)に該当するものであることについて、水産庁長官の証明がなされたものであること

（本邦の船舶により公海で採捕された水産物の範囲）

2—7 法第2条第1項第4号《内国貨物の定義》にいう「本邦の船舶により公海で採捕された水産物」には、その水産物を原料として本邦の船舶内で加工又は製造した製品を含むものとする。

なお、これらの水産物又は製品が、外国の港において他の船舶に転載され（単に荷役の都合上一時陸揚げされた後転載される場合を含む。）本邦に運搬される場合は、その転載の事実を農林水産大臣の転載許可指令書写し（当該許可を必要としない漁業の種類に係る転載については要しない。）及び転載及び陸揚げの届出書写し（水産庁担当官の確認印のあるもの）又は漁業許可書写しによつて確認の上、内国貨物として取り扱う。

（外国貿易船の範囲）

2—8 次に掲げる船舶は、本邦と外国との間を往来する場合であつても、外国貿易に従事しない限り、通常は法第2条第1項第5号《外国貿易船の定義》に規定する外国貿易船に含まれないものとする。

- (1) 軍用船（軍艦に付随して船用品を軍艦に供給する船舶を含む。）
- (2) 海技練習船、学術研究船及び遊覧船（訓練、研究又は周遊等の目的をもつて遠洋を巡航する船舶）
- (3) 博覧会船（専ら商品の広告又は展覧のみを目的とする船舶）
- (4) 遠洋漁業船
- (5) 海底電線敷設船
- (6) 病院船
- (7) 貨物たる船舶（売買等のため空船のまま航行する船舶）

（航空機の意義）

2—9 「航空機」とは、人が乗つて航空の用に供する飛行機、回転翼航空機（ヘリコプター）、滑空機、飛行船その他の機器をいうものとする。

（外国貿易機の範囲）

2—10 次に掲げる航空機は、本邦と外国との間を往来する場合であつても、外国貿易に従事しない限り、通常は法第2条第1項第6号《外国貿易機の定義》に規定する外国貿易機に含まれないものとする。

- (1) テスト機、練習機、報道通信用機、気象観測機
- (2) その他上記に類する航空機

(船用品に関する用語の意義)

2—11 法第2条第1項第9号《船用品の定義》にいう「その他の消耗品」、「じう器」及び「その他これらに類する貨物」の意義は、それぞれ次による。

- (1) 「その他の消耗品」とは、潤滑油、ペイント、エナメル、医薬品、事務用消耗品等船舶の航行中にその船舶用として消費し、又はその船舶の旅客若しくは乗組員が消費するものをいう。
- (2) 「じう器」とは、船室等に備え付ける机、椅子、寝台、ラジオ、テレビ等の備品で、旅客又は乗組員の生活に必要なと認められるものをいう。
- (3) 「その他これらに類する貨物」とは、消耗品、じう器等以外の貨物で、船舶の航行に直接又は間接に必要な計器類、電気器具類、修理部品その他これらに類するもの及び旅客又は乗組員の厚生用物品で船舶に備え付けられるものをいう。

(港又は空港に代わり使用される場所の意義)

2—12 法第2条第1項第13号にいう「その他これらに代り使用される場所」とは、船舶又は航空機が、港又は空港に代わる場所として停泊、陸地との交通又は貨物の積卸し等のため一時的に使用する場所をいう。また、法には不開港の港域についての規定はないが、次に掲げる区域については同一の不開港とみなして差し支えない。

なお、同一不開港とみなす区域を認定した場合は、その旨を他税関及び関係業者に十分徹底するよう措置するものとする。

- (1) 同一開港に隣接した区域、相互に近接した地点に設置されたシーバース等で、社会通念上、同一の不開港とみなすことが妥当である区域
- (2) 後記20-1(不開港出入の許可)ただし書の規定により不開港に直接入港する船舶で、バース待ちをする必要があるため目的地の不開港に隣接する区域に停泊する場合において、取締上支障のないと認める場合には、当該目的地である不開港及び当該隣接する区域

(排他的経済水域の意義)

2—13 法第2条第2項《排他的経済水域の海域で採捕された水産物》に規定する「本邦の排他的経済水域の海域」とは排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成8年法律第74号)第1条第2項《排他的経済水域》に規定されている海域をいい、「外国の排他的経済水域」とは、当該国の排他的経済水域の海域をいう。

(本邦等の範囲)

2—14 法第2条の規定その他法の規定において本邦等の範囲については、それ

ぞれ次による。

- (1) 「本邦」の一部を成しているとする領海の範囲は、領海及び接続水域に関する法律（昭和 52 年法律第 30 号）第 1 条《領海の範囲》に規定する領海の範囲とする。
- (2) 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第 2 条《大陸棚》の規定により「大陸棚」とされる海域の海底及びその下については、「本邦」として取扱うこととする。
- (3) 「外国」の一部を成しているとする領海の範囲は、当該国の基線から 12 海里までの海域（注）とする。ただし、12 海里未満の領海幅員を設定している国については、当該国の領海幅員のみを「外国」として取り扱うこととする。（注）12 海里超の領海幅員を主張している国であっても、当該国の領海の範囲は、その基線から 12 海里的海域とするが、実務上は、わが国の船舶が採捕した水産物が関税定率法基本通達（昭和 47 年蔵関第 101 号）14 の 3—1（外国で採捕した水産物等の免税）の(5)に規定する書類により 12 海里以内の水域で採捕されたものであることが明確に確認できる場合にのみ、当該水産物を「外国で採捕されたもの」、つまり、「外国貨物」として取り扱い、それ以外の場合には便宜「公海及び外国の排他的経済水域の海域で採捕されたもの」、つまり、「内国貨物」として取り扱うこととする。
- (4) 海洋法に関する国際連合条約（平成 8 年条約第 6 号）第 47 条《群島基線》の規定に従って引かれる群島基線により取り囲まれる「群島水域」については、「外国」として取り扱うこととする。

（災害その他やむを得ない理由等の意義）

2 の 3—1 法第 2 条の 3 に規定する「災害その他やむを得ない理由」及び「期限」の意義は、それぞれ次による。

(1) 「災害その他やむを得ない理由」（以下この章及び 102 の 2—1 から 102 の 2—11 までにおいて「災害等」という。）とは、法又は定率法その他の関税に関する法律に基づく申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する行為（以下この項から 2 の 3—3 までにおいて「申請等」という。）の不能に直接因果関係を有する次に掲げる事実その他これらに類する事実をいう。

イ 地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、落雷、地滑りその他の自然現象の異変による災害

ロ 火災、火薬類の爆発、ガス爆発、交通途絶その他の人為による異常な災害

ハ 申請等をする者の重傷病、大規模な感染症の拡大による影響、申請等に用いる電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織をいう。）の使用不能その他の自己の責めに帰さないやむを得ない事実

- (2) 「期限」とは、法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告書の提出期限、法第 7 条の 15 第 1 項に規定する更正の請求に係る期限及び法第 9 条の 2 の規定により延長された納期限等といった特定の日をもって定める期限をいい、法第 2 条の 3 の規定によりこれらの期限が延長された場合における延長後の期限を含む。

(地域指定、対象者指定及び個別指定の関係)

2 の 3—2 令第 1 条の 4 第 1 項から第 3 項までの規定による期限の延長の関係は次による。

- (1) 令第 1 条の 4 第 1 項又は第 2 項の指定（以下それぞれ「地域指定」又は「対象者指定」という。）により期限を延長した場合において、その指定した期日においても、なお申請等ができないと認められるときは、災害等のやんだ日から 2 月を限度として、同条第 3 項の指定（以下「個別指定」という。）によりその期限を再延長することができる。
- (2) 地域指定による期限の延長が適用されている者が、その適用がなければ、対象者指定による期限の延長の対象となる場合において、地域指定により延長された期限が先に到来したときは、対象者指定の期日まで期限が延長される。
- (3) 個別指定による期限の延長が適用されている者が、令第 1 条の 4 第 3 項の期日の指定後に、当該期限の延長のほか、地域指定又は対象者指定による期限の延長が適用されることとなったときは、当該地域指定又は対象者指定の適用の時から当該地域指定又は対象者指定により延長された期限が到来する時までの間、当該個別指定による期日の指定は失効するものとする。

(個別指定による期限の延長手続)

2 の 3—3 令第 1 条の 4 第 3 項の規定に基づく災害等による申請等の期限の延長手続は次による。

- (1) 令第 1 条の 4 第 4 項に規定する書面は「災害等による申請等の期限延長申請書」(C-1002-1)（以下この項において「申請書」という。）とし、原則として、災害等のやんだ日から 1 月以内に、最寄りの業務部収納課又は支署若しくは出張所の収納担当部門（以下この項において「収納部門」という。）へ提出するものとする。なお、災害等のやんだ日から 1 月経過後 2 月以内に申請書が提出される場合であって、被災の程度が著しいなどやむを得ないと認められる事情があるときは、その申請書の提出を認めて差し支えない。また、期限の延長を申請する者（以下この項において「申請者」という。）が最寄りの税関官署以外の官署へ提出することを妨げるものではないので留意する。
- (2) 申請書の提出を受けた収納部門は、必要に応じて、当該申請書において延長申請がされている申請等の事務を担当する部門（以下(3)及び(5)にお

いて「担当部門」という。)と協議を行い、その申請に係る災害等の事実に応じて必要と認めるときは、申請者に対し、災害等があったことを証する書類(罹災証明書、診断書等)の提出を求めるものとする。

- (3) 申請書の提出を受けた収納部門は、必要に応じて、担当部門と協議を行い、申請された延長期限が災害等のやんだ日から2月以内とされている場合には、その申請者の被災等の状況、事情等に照らして妥当と認められる期日を著しく超えると認められる場合を除き、その申請された延長期限を期日として指定するものとする。
- (4) 申請された延長期限が妥当であるかどうかの判定においては、原則として、その申請者の被災等の状況、事情等を勘案のうえ個別に行うものとするが、申請者が多数見込まれる場合には、申請者間の権衡を図るよう努めるものとする。また、地域指定又は対象者指定による期限の延長がされている場合において、これらの期限の延長の適用を受けていない者の申請に基づき個別指定により期限の延長をしようとするときは、地域指定又は対象者指定による指定期日を勘案して期日を指定するものとする。
- (5) 申請書の提出を受けた収納部門は、必要に応じて、担当部門と協議を行い、令第1条の4第3項の期日の指定をするときは「災害等による申請等の期限延長通知書」(C-1002-2)によりその旨を申請者に通知するものとし、申請を却下するときは「災害等による申請等の期限延長申請の却下通知書」(C-1002-3)によりその旨を申請者に通知するものとする。
- (6) 業務部収納課以外の収納部門は、上記(5)の通知をしたときは、これらの通知書に申請書を添付して業務部収納課に速やかに送付するものとする。
- (7) 業務部収納課は、上記(5)の通知書を発出した場合、又は支署若しくは出張所から通知書等の送付を受けた場合には、速やかにその通知書等を管内の他の署所及び他税関の業務部収納課並びに関税局に送付するものとする。
- (8) 災害等により申請等の行為をすることができないと認められるかどうかの判定は、原則として、申請者の被災等の状況、事情等を勘案して行うものとする。

なお、法人に係る判定は、当該法人の事業所毎に行うものとするが、2以上の事業所が被災した場合は、これらを総合的に勘案のうえ、判定して差し支えない。

- (9) 期日の指定については、個々の申請者の被災等の状況、事情等に基づき、合理的な範囲内で弾力的に行う必要があるので留意する。
- (10) 関税の納期限延長における法定納期限(延滞税の起算日)は、輸入許可の日(又は輸入許可を受けた日の属する月の末日の翌日)から3月以内の日であるが、法第2条の3の規定により納付の期限が延長された場合には、当該法定納期限が延長後の期限まで延長されることから、延滞税は発生しないので留意する。

また、更正、決定、賦課決定及び納付通知の場合において、例えば、輸

入許可の日が法定納期限であるが、具体的納期限（納付の期限）が災害等が発生した日以降に到来するものについては、法第 12 条第 7 項第 2 号の規定により、当該具体的納期限から延長後の期限の間の延滞税は免除されることとなるので留意する。

（送達の方法）

2 の 4—1 法第 2 条の 4 の規定により国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 12 条《書類の送達》及び第 14 条《公示送達》の規定が準用される結果、税関長又は税関職員が発する書類の送達は、原則として郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号。以下この章において「信書便法」という。）第 2 条第 6 項《定義》に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達又は交付送達により、それらの方法により難い特別の場合には公示送達によることとなるが、それぞれの具体的方法は、次のとおりである。

なお、「書類の送達を受けるべき者」とは、税関事務管理人（法第 95 条第 3 項に規定する特定事項に係る書類の送達については、その特定事項を処理させる特定税関事務管理人を含む。）があるときは、その税関事務管理人をいう（国税通則法第 12 条第 1 項ただし書）。

(1) 郵便又は信書便（以下この章において「郵便等」という。）による送達は、必ずしも書留（郵便法第 45 条）、配達証明（同法第 47 条）等の特殊取扱いによる郵便又は信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして税関長が認めるもの（以下この章において「配達証明郵便に準ずる信書便」という。）によることを要せず、普通取扱郵便又は配達証明郵便に準ずる信書便以外の信書便によって差し支えない。

(2) 交付送達は、送達を受けるべき者の住所又は居所においてその送達を受けるべき者に直接交付することを原則とするが、その者に別段異議がないときには、出会った場所その他その者の住所及び居所以外の場所で交付（出会送達）することができる（国税通則法第 12 条第 4 項ただし書）。

なお、交付送達の場合において、送達すべき場所において送達を受けるべき者に出会わないときには、その者の使用人その他の従業者又は同居者（親族又は生計を一にする者であることを要しない。）で、書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付することにより送達（補充送達）することができ（同条第 5 項第 1 号）、また、書類の送達を受けるべき者若しくは補充送達を受ける者が送達すべき場所におらず、又はそれらの者が正当な理由（あて名の誤記等）なく書類の受領を拒んだときには、その書類を送達すべき場所（建物の玄関、郵便受箱等）に差し置くことにより送達（差置送達）することができる（同項第 2 号）。

(3) 公示送達は、書類の送達を受けるべき者の住所及び居所がともに明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認めら

れる場合に限り、これによるものとする（国税通則法第14条第1項）。この方法による場合には、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及びその書類をいつでも交付する旨を税関の掲示場に掲示する（同条第2項）。この場合において、「住所及び居所が明らかでない場合」とは、送達を受けるべき者について書面調査（電子申請により取得した公簿等の調査を含む。）等、通常必要と認められる調査をしても、なおその住所及び居所がともに不明である場合をいい、「外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合」とは、国交が断絶しており、又は開かれていないこと、国際郵便に関する条約がないこと、戦乱その他の非常事態の生じた地域で送達に重大な支障があること等の事情があり、送達が困難であると認められる場合をいう。

なお、「住所及び居所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合」に該当するかの判定に当たっては、法第95条第5項の規定による特定税関事務管理人となり得る者があるかどうかについて考慮する必要はない。ただし、現に同項の規定による特定税関事務管理人がある場合において、送達すべき書類の受領が当該特定税関事務管理人に処理させる同条第3項の特定事項に含まれているときは、公示送達はできないことに留意する。

（送達の効力）

2の4—2 法第2条の4の規定による送達の効力は、次のとおりである。

- (1) 郵便等による送達又は交付送達の効力は、送達に係る書類がその送達を受けるべき者の了知し得べき状態におかれた時、すなわち、その送達を受けるべき者若しくはその使用人等に交付した時又は送達すべき場所に差し置いた時（郵便受箱に投入された時等）に生じ、一旦送達の効力を生じた書類が返還されても、その送達の効力に影響はない。
- (2) 郵便法第44条《特殊取扱》に規定する特殊取扱いによる郵便以外の郵便又は信書便により書類を発送した場合には、その発送の事実がある限り、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定される（国税通則法第12条第2項）。

これらの郵便等により発送した書類については、その推定が有効にできるようにするため、その名称、送達を受けるべき者の氏名又は名称、あて先及び発送年月日を確認することができるように記録しておくことを必要とする（同条第3項）。

- (3) 公示送達の効力は、送達すべき書類についての掲示を始めた日から起算して7日を経過した日、すなわち公示を始めた日を含めて8日目に生ずる。この期間は、その末日が休日等に該当しても延期されない（国税通則法第14条第3項）。

督促状の送達を公示送達の方法によって行った場合には、掲示を始めた日が督促状を発した日となる。

なお、公示送達のための掲示書が送達の効力の発生前に破れ、又ははがれても、その公示送達の効力に影響はない。

(送達の実務)

2の4—3 法第2条の4の規定による書類の送達は、実務上、次によるものとする。

(1) 通関業者が業務を行っている場合においては、その通関業者に送達して差し支えない。

ただし、「関税の加算税賦課決定通知書」(C-1045)の送達については輸入者宛に行うものとし、通関業者がその写しの交付を希望する場合には、輸入者の同意を必要とする。

(2) 上記(1)の書類を郵便等によって送達する場合においては、それらの税関保存用書類に発送年月日を記載して整理する。

(3) 郵便等による送達は、一般に普通取扱郵便又は配達証明郵便に準ずる信書便以外の信書便によるが、差押えに関する書類等特に重要と認められるものについては、書留、配達証明等の特殊取扱いによる郵便又は配達証明郵便に準ずる信書便による。